

強制出向裁判控訴審不当判決を弾劾し、

労働者の権利と利益を守るための運動と組織強化・拡大を実現する声明

2025年2月28日、大阪高等裁判所（黒野功久裁判長）はJR東海労組員の下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが控訴していた地位確認等請求事件（通称：強制出向裁判）について、原告の訴えを「棄却」する判決を言い渡した。初審判決同様に真実に背を向けた不当判決である。

この繰り返された裁判所の不当判決に我々は満身の怒りをもって弾劾する。

この「強制出向裁判」は、JR東海が新幹線運輸所職場からJR東海労組員を排除するために仕掛けられた攻撃を許さないために闘われたものである。JR東海は、職場の労働条件改善に拘った運動を実践するJR東海労への賛同者拡大に恐怖して、JR東海労組員を一日も早く職場から排除するために「54歳原則出向制度」を悪用したのだ。

我々は、JR東海の目的を実現させないために法廷での闘いとJR職場と出向先職場で労働条件改善の闘いを強化した。その結果、JR東海は関連会社以外の出向先を変更せざるを得なくなった。そして、関連会社内で隔離していたJR東海労組員を解放せざるを得なくなったのである。

我々の闘いはそれだけに止まらなかった。「年休失効を許さない闘い」から始まったJR職場と第三者機関を活用した闘いは、「年休権の不当な取り扱いを許さない闘い」「空白勤務指定を許さない闘い」「休憩時間の不当な扱いを許さない闘い」へと強化・拡大された。その結果、JR東海は今までの扱いをことごとく改めざるを得なくなった。

また、関連会社への出向を余儀なくされた原告を含むJR東海労組員は、出向先の関西新幹線サービックに新たな労働組合を結成した。そして現在、会社と御用組合が無視できない運動を展開して組織拡大を続けている。

我々は、裁判所にJR東海の不当性を認めさせることができなかった。しかし我々は、JR東海が自らの非を認めて扱いを改めざるを得ないまでの闘いと組織の強化・拡大を実現してきたのである。

我々は、この度の判決に一喜一憂することなく、今後も共に働く労働者の権利と利益を守るための運動と組織を強化・拡大していく。

2025年3月11日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部